

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

| 保険者名 | 第7期介護保険事業計画に記載の内容 |   |  |   | 令和元年度(年度末実績)   |      |   |
|------|-------------------|---|--|---|--|------|---|
|      | 区分                | 現状と課題   | 第7期における具体的な取組  | 目標<br>(事業内容、指標等)  | 実施内容   | 自己評価 | 課題と対応策  |
| 鴻巣市  | ①自立支援・介護予防・重度化防止  | 平成30年以降から令和7年(平成37年)にかけて総人口では減少する中で高齢者人口は増加傾向と推計されています。また、高齢者人口の推計では令和4年以降から75歳以上の後期高齢者が年々増加し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には高齢者人口構成比では後期高齢者が56.7%に達する見通しです。後期高齢者になると認知症や病氣、怪我の発生率も高まり、介護認定者も増加する事が見込まれる。そこで、本市では運動教室や介護予防に関する知識の提供に努め、介護予防及び健康寿命の維持に繋げるよう図っていく。     | 【はつらつ健康スタジオ(民間事業者への委託事業)】<br>運動機能・口腔機能向上・認知機能低下予防に繋がる運動や脳トレをはじめ、介護予防や栄養に関する情報を提供し、健康寿命・生活機能の維持及び向上、介護予防を図る。                                | 【はつらつ健康スタジオ】<br>年度 H29 H30 H31 R2<br>会場数<br>(か所) 13 13 13 13<br>実施回数<br>(年) 552 280 280 280<br>延参加者数(人)<br>13,474 14,000 14,000                 | 市内の公共施設等13か所で開催<br>504回実施<br>延参加者数 11,879人   | △    | 今後も予算を確保し引き続き同事業を推進していく予定であるが、参加者が消防法の収容人員を超えた場合、さらに実施回数等を増やしていくとなると、各公共施設の一般利用者の制限がかかってくることから、場所の確保や調整が課題となってくる。<br>今後、歩いて行ける通いの場での運動の実施が市内の各地域で展開されていくことで、公共施設を利用する事業は縮小していく可能性もある。   |
| 鴻巣市  | ①自立支援・介護予防・重度化防止  | 第7期事業計画の『65歳以上の要支援・要介護認定率』では、平成27年は12.6%、平成28年度12.8%、平成29年度は12.6%と低い水準で推移しておりますが、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には高齢者人口構成比では後期高齢者が56.7%に達する見通しで、後期高齢者になると認知症や病氣、怪我の発生率も高まり、介護認定者も増加する事が見込まれる。そこで、本市では介護予防が重要と考え、その一つとして高齢者の生きがいや楽しみとなる場を提供することで「閉じこもりの防止」を図る必要がある。 | 【わがまちサロン】<br>公共施設(6か所)をサロンの会場として、介護予防リーダーが中心となり来所する高齢者に対して、軽体操や脳トレ、おしゃべり、歌の合唱などを実施し生きがいや楽しみを実感することで、閉じこもりの防止に繋げ、利用者と担い手(介護予防リーダー)の介護予防を図る。 | 年度 H29 H30 H31 R2<br>会場数<br>(か所) 6 6 6 6<br>実施回数<br>(年) 128 130 130 130<br>延参加者数(人)<br>3,268 2,900 2,900 2,900<br>延ボランティア(人)<br>943 960 960 960 | ・わがまちサロン実施回数(会場は毎年6か所) 115回<br>・わがまちサロン延参加者数 2,791人<br>・わがまちサロン延ボランティア数 789人<br>・年度末に実施するアンケート調査の結果 0人<br>新型コロナウイルス感染症防止のため実施できず | △    | 今後も予算を確保し引き続き同事業を推進していく予定であるが、参加者が消防法の収容人員を超えた場合、さらに実施回数等を増やしていくとなると、各公共施設の一般利用者の制限がかかってくることから、場所の確保・調整が課題となってくる。また、同事業は介護予防リーダーが中心の事業であることから、介護予防リーダーの協力人数や実施回数増加の同意を得られるかなどの課題がある。<br>一方で、市が全般的に関わるサロンから、担い手を養成するなど住民が我が事として考えていけるよう、生活支援体制整備事業と総合的に検討し、住民主体のものへと方向転換していけるよう事業展開していくことも課題である。 |
| 鴻巣市  | ①自立支援・介護予防・重度化防止  | 第7期事業計画の『65歳以上の要支援・要介護認定率』では、平成27年は12.6%、平成28年度12.8%、平成29年度は12.6%と低い水準で推移しておりますが、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には高齢者人口構成比では後期高齢者が56.7%に達する見通しで、後期高齢者になると認知症や病氣、怪我の発生率も高まり、介護認定者も増加する事が見込まれる。そこで、本市では介護予防に有効な運動教室を提供し、高齢者が楽しみながら介護予防に繋げていく必要がある。                   | 【すこやかシニア体操】<br>公共施設(2か所)をすこやかシニア体操の会場として、介護予防リーダーが中心となり来所する高齢者に対して、わがまち体操、簡単なリズム体操、軽体操などを実施することで、交流を通して利用者と担い手(介護予防リーダー)の介護予防を図る。          | 年度 H29 H30 H31 R2<br>会場数<br>(か所) 2 2 2 2<br>実施回数<br>(年) 44 45 45 45<br>延参加者数(人)<br>1350 1300 1300 1300<br>延ボランティア(人)<br>186 230 230 230         | ・すこやかシニア体操実施回数(会場は毎年2か所) 39回<br>・すこやかシニア体操延参加者数 918人<br>・すこやかシニア体操延ボランティア数 188人<br>・年度末に実施するアンケート調査の結果 0人<br>実施できず               | △    | 今後も予算を確保し引き続き同事業を推進していく予定であるが、参加者が消防法の収容人員を超えた場合、さらに実施回数等を増やしていくとなると、各公共施設の一般利用者の制限がかかってくることから、場所の確保・調整が課題となってくる。また、同事業は介護予防リーダーが中心の事業であることから、介護予防リーダーの高齢化もあり、協力人数の確保や実施回数増加の同意を得られるかなどの課題がある。<br>今後、歩いて行ける通いの場での運動の実施が市内の各地域で展開されていくことで、公共施設を利用する事業は縮小していく可能性もある。                              |

| 保険者名        | 第7期介護保険事業計画に記載の内容 |  |  |   | 令和元年度(年度末実績) |      |        |     |    |             |    |    |    |    |             |    |    |    |    |  |   |   |
|-------------|-------------------|--|--|---|--------------|------|--------|-----|----|-------------|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|--|---|---|
|             | 区分                | 現状と課題  | 第7期における具体的な取組  | 目標<br>(事業内容、指標等)  | 実施内容         | 自己評価 | 課題と対応策 |     |    |             |    |    |    |    |             |    |    |    |    |  |   |   |
| 鴻巣市         | ②給付適正化            | <p>○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現を図るためには在宅サービスの胆となる「ケアプラン」の適切な作成が重要となる。</p> <p>○市内30事業所あまりの「居宅介護支援事業所」があり、事業所間の「ケアプラン」作成の優劣があり得る。事業所間のプラン格差をなくすこと及び介護給付費の適正化を図るためにも適切なケアプランチェックが必要となる。</p> | <p>○平成30年度より「居宅介護支援事業所」の指定権限が市に移譲されたことにより「保険者」としての視点と「指定権者」の視点で「ケアプランチェック」を活用する。</p> <p>○平成30年10月より生活援助の訪問回数が多いケアプランについては届出義務が生じた。この届出のあったケアプランについても随時、適切なチェックを行っていく。</p> <p>○住宅改修の点検・調査</p> <p>○福祉用具調査</p> <p>○縦覧点検・医療情報との突合</p> <p>○介護給付費通知</p> <p>○事業者研修会</p> | <p>〔ケアプランチェックの開催〕</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>R2</td> </tr> <tr> <td>チェック回数(回/年)</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>チェック件数(件/年)</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </table> <p>※H29は見込値、H30以降は目標値</p> <p>〔住宅改修の点検・調査〕随時</p> <p>〔福祉用具調査〕随時</p> <p>〔縦覧点検・医療情報との突合〕12回</p> <p>〔介護給付費通〕1回</p> <p>〔事業者研修会〕3回</p> |              | H29  | H30    | H31 | R2 | チェック回数(回/年) | 12 | 12 | 12 | 12 | チェック件数(件/年) | 60 | 60 | 60 | 60 | <p>○ケアプラン確認指導の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェック回数:9回</li> <li>・チェック件数:37件</li> </ul> <p>・1事業者に対して2包括支援センターがチェックをし、質的向上を図る。</p> <p>○住宅改修の点検・調査:高額な改修費、大規模な改修、現状わかりにくいケースを中心に点検</p> <p>○福祉用具調査:国保連適正化システムの福祉用具貸与品目の単位数データを積極活用</p> <p>○縦覧点検・医療情報との突合:未実施保険者は費用対効果が最も見込まれるので優先的に実施。既実施保険者は実施月数を拡大</p> <p>○介護給付費通知:費用対効果が見えにくいのが、牽制効果が考えられるため引き続き推進</p> <p>○事業者研修会:「適正化の取り組み好事例の紹介」「グループ単位での適正化の意見交換」などを行い、実用的かつ適正化実施の推進を図る。</p> | △ | <p>【課題】</p> <p>事業所間の「ケアプラン」作成の優劣があり得る。</p> <p>【対応】</p> <p>プランの格差をなくすこと及び介護給付費の適正化を図るためにも適切なケアプランチェックを行う必要がある。</p> |
|             | H29               | H30  | H31  | R2  |              |      |        |     |    |             |    |    |    |    |             |    |    |    |    |  |   |   |
| チェック回数(回/年) | 12                | 12   | 12   | 12  |              |      |        |     |    |             |    |    |    |    |             |    |    |    |    |  |   |   |
| チェック件数(件/年) | 60                | 60   | 60   | 60  |              |      |        |     |    |             |    |    |    |    |             |    |    |    |    |  |   |   |